

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 山下 竜一



（仮称）えりも地区風力発電事業計画段階環境配慮書について（答申）

令和 2 年（2020 年）6 月 23 日付け環境第 299 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、幌泉郡えりも町の約 9,520ha を事業実施想定区域として、全高最大 200m、ローター直径最大 158m に及ぶ最大 89 基の風車による最大出力 471,700kW の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域の東側及び南側は日高山脈襟裳国定公園に隣接し、同区域及びその周辺には重要野鳥生息地（IBA）や保安林、自然度の高い植生といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、シマフクロウやタンチョウなどの希少鳥類の生息情報があるほか、住居や学校等が存在している。また、事業実施想定区域は、複数の事業者により計画中の風力発電事業と区域が重複している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

（1）本配慮書では計画段階配慮事項の全般にわたり、「重大な影響が考えられる」又は「重大な影響が生じる可能性があると考えられる」と予測した上で「方法書以降の手続きにおいて、配慮書に示された事項に留意することにより、重大な影響を回避又は低減することが可能である」と評価している。しかしながら、計画熟度の低い配慮書段階でそのような断定的な評価を行うには、科学的かつ客観的な根拠が示されていない項目が多く見られる。このため、今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、重大な環境影響が懸念される地域を事業実施想定区域から除外するなど、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

（2）本配慮書では、風況や道路の整備状況をもとに検討対象エリアを絞り込み、法令等の制約を受けれる場所並びに環境への配慮が必要な施設及び場所を確認し、事業実施想定区域を設定したとしている。しかし、当該区域には依然として住居や学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が含まれているなど、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書では、さらに可能な限り区域の絞り込みを行うことによって環境影響の回避又は低減を図る

とともに、その検討過程について分かりやすく記載すること。

- (3) 事業実施想定区域のほぼ全域又は一部において、複数の事業者が環境影響評価手続中の風力発電事業と区域が重複していることから、これらの事業者と十分協議を行った上で風車の配置などの事業計画を検討すること。また、当該事業者から必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。
- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住居や学校等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質

本配慮書では工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域内には、さけ・ます増殖事業が行われ、水産資源保護法に基づく保護水面である歌別川本支流の大部分が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講ずることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動物

ア 事業実施想定区域は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、シマフクロウなどの分布情報により注意喚起レベル A3 及び B のメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされている。また、事業実施想定区域及びその周辺では、専門家ヒアリングにおいてタンチョウ、オジロワシ、コウモリ類などの希少な動物の生息やガン類の渡りに関する情報も得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物及び生態系

- ア 事業実施想定区域には、ハルニレ群落やハンノキ群落など自然度の高い植生、特定植物群落のえりも岬ヒダカミツバツツジ群落、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

- ア 本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体ホームページや観光パンフレット等に掲載の情報に基づき選定しているが、関係機関等へのヒアリングなどにより他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 事業実施想定区域は、様々な景観資源を有する日高山脈襟裳国定公園に隣接しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、主要な眺望点又は日常的な視点場である「百人浜」や「東洋地区」などからは、風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。